

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No.3
【根拠条文】	法第27条の26第21項第2号
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 代表者氏名 関崎 司 代表者役職 代表取締役
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
【報告義務発生日】	平成30年8月31日
【提出日】	平成30年9月6日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	・株券等保有割合の 1 %以上の減少 ・単体株券等保有割合の 1 %以上の減少

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社リコー
証券コード	7752
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド (Eastspring Investments (Singapore) Limited)
住所又は本店所在地	シンガポール共和国マリーナ・ブルバード10、#32-10、マリーナ・ベイ・ フィナンシャルセンター・タワー2
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成6年10月19日
代表者氏名	ブン・ベン・オイ
代表者役職	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内２－６－１ 丸の内パークビルディング イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 リーガル＆コンプライアンス部 広羽 一昭
電話番号	03-5224-3430

（２）【保有目的】

純投資（投資一任契約及び投資信託の運用の指図の再委託において、株式等の取得・処分の権限を有するもの）
--

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			38,885,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 38,885,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 38,885,500		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成30年8月31日現在）	V 744,912,078
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	5.22
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	6.43

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

消費貸借契約により以下の相手方に貸付 BNP Paribas Security Servicesに6,056,000株 Deutsche Bank AG Londonに1,702,875株
--

2 【提出者（大量保有者） / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
---------	----

氏名又は名称	M & G インベストメント・マネジメント・リミテッド (M&G Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	英国、ロンドン、ローレンス・パウントニー・ヒル、EC4R 0HH
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	明治34年1月1日
代表者氏名	アン・リチャーズ
代表者役職	チーフ・エグゼクティブ
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 リーガル&コンプライアンス部 広羽 一昭
電話番号	03-5224-3430

(2) 【保有目的】

純投資（投資一任および投資信託の運用の指図において、株券等の取得・処分の特権を有するもの）

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			2,613,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M

他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 2,613,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		2,613,500
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成30年8月31日現在）	V	744,912,078
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		0.35
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		0.36

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第３【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１【提出者及び共同保有者】

- （１） イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド
（Eastspring Investments (Singapore) Limited）
- （２） M & G インベストメント・マネジメント・リミテッド
（M&G Investment Management Limited）

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（１）【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			41,499,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K

株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 41,499,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		41,499,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成30年8月31日現在）	V	744,912,078
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		5.57
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		6.79

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
イーストスプリング・インベストメンツ （シンガポール）リミテッド (Eastspring Investments (Singapore) Limited)	38,885,500	5.22
M & G インベストメント・マネジメント・ リミテッド (M&G Investment Management Limited)	2,613,500	0.35
合計	41,499,000	5.57